神栄株式会社
証券コード　3004

第149回 定時株主総会 招集ご通知

●開催日時
平成29年６月28日（水曜日）午前10時

●開催場所
神戸市中央区浜辺通５丁目１番14号
神戸商工貿易センタービル　14階　会議室

目　次

■第149回定時株主総会招集ご通知…… 1
■添付書類
事業報告 …… 2
連結計算書類 ……23
計算書類 ……33
監査報告書 ……41
■株主総会参考書類 ……45
第１号議案 剰余金の処分の件
第２号議案 株式併合の件
第３号議案 定款一部変更の件
第４号議案 取締役７名選任の件
第５号議案 監査役１名選任の件

（証券コード　3004）
平成29年６月２日

株　主　各　位

神戸市中央区京町77番地の１
神栄株式会社
代表取締役社長 小 野 耕 司

第149回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第149回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月27日（火曜日）午後６時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月28日（水曜日）午前10時
２．場　　所　神戸市中央区浜辺通５丁目１番14号
　神戸商工貿易センタービル　14階　会議室
３．目 的 事 項
報 告 事 項
１．第149期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
２．会計監査人および監査役会の第149期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役７名選任の件
第５号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。**資源節約のため、本招集通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。**
◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.shinyei.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

事　業　報　告

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

１）事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では個人消費が堅調で、雇用環境も改善傾向にあり、景気回復基調が持続しましたが、中国および東南アジアにおいては経済成長の減速傾向が続きました。

一方、わが国経済は、企業収益や雇用環境の改善傾向が続くなど緩やかな景気回復基調にあるものの、株価や為替の不安定な動きや個人消費の停滞の長期化、中国をはじめとした新興国の経済の減速による影響が懸念される状況にありました。

当社グループにおきましては、平成26年４月からの３年間を新たな発展のための基盤作りと位置付けた中期経営計画WAVE“10”の最終年度を迎え、平成29年５月の会社創立130周年に向けて、事業基盤を確立させて収益力を高め、財務体質を確固たるものにし、企業価値のさらなる拡大を目指すべく取組んでまいりました。

当連結会計年度における当社グループの売上高は、物資関連における建設機械の大型案件の取扱いに加え、繊維関連におけるアパレル卸売分野および電子関連におけるセンサ関連機器分野も伸長したことにより、全体では46,250百万円（前連結会計年度比9.0％増）となりました。

利益面におきましては、増収に伴い売上総利益も増加し、物流費など経費の増加分を吸収したことで、営業利益は1,054百万円（前連結会計年度比139.6％増）、経常利益は876百万円（前連結会計年度比236.1％増）とそれぞれ大幅な増益となりました。

また、電子関連のコンデンサ分野および繊維関連のアパレル小売分野における減損損失や、フイルムコンデンサの取引に関する米国における集団訴訟に対応するための弁護士報酬等を特別損失に計上した一方で、固定資産売却益などを特別利益に計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は350百万円（前連結会計年度は299百万円の損失）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

繊　維　関　連

繊維業界では、衣料品に対する購買意欲が低調に推移し、“実需買い”傾向が顕著となりました。生産面では、中国における原料費・人件費の高止まりや短納期化・小ロット化による製造コスト上昇もあって、厳しい環境が続きました。

当社グループのアパレル卸売分野では、企画提案機能の強化や新商材の開発提案によって取扱いが大きく伸長し、中国主力工場との取組み強化や経費削減を継続した結果、採算面でも改善しました。

アパレル小売分野においては、不振ブランドの縮小や不採算店舗の退店によって取扱いは大きく減少しました。採算面においても、商品企画および店舗運営の見直しならびにウェブストアの充実を図ったものの、在庫処分も進めたことで大きな改善には至りませんでした。

ニット生地分野では、資材・スポーツ用途の荷動きが低調でしたが、紳士スーツ用途などオリジナル生地開発による新規商材の増加によって、全体的に取扱いは伸長し、採算面でもやや改善しました。

また、レッグウエア分野においては、高機能や新デザイン・新企画製品の提案営業の強化を進めたものの、消費の伸び悩みもあり業界内の競争が厳しく、取扱いは減少し採算面でも悪化しました。

その結果、繊維関連の売上高は11,492百万円（前連結会計年度比6.6％増）、セグメント利益は28百万円の損失（前連結会計年度は59百万円の利益）となりました。

食　品　関　連

食品業界の輸入食材を取り巻く環境は、中国をはじめとする仕入国での工場経費や原料費の上昇が続いたうえ、年度の後半には円安に転じたことから仕入コストは上昇傾向となりました。一方、国内市場は期中の為替変動を背景に、価格競争が激化いたしました。

当社グループの冷凍食品分野では、冷凍野菜については医療老健施設など高齢者向け市場において、生産・品質管理面が高い評価を受けたほか、天候不順による国内生鮮野菜の高騰もあって取扱いが伸長し、採算面でも大きく改善しました。

冷凍調理品については、拡販に一層注力したことで、特に量販店の惣菜用を中心に取扱いが増加しました。

冷凍水産加工品についても、同業他社との競争が激しい中で取扱いが大きく伸長し、原料買付において市況変動に的確に対応できたことから原料コストの低下につながり、採算面でも大きく改善しました。

農産分野では、落花生の取扱いが伸長したものの、ナッツ類が相場下落の影響を受け取扱いが減少し、採算面でも全体的に悪化しました。

その結果、食品関連の売上高は24,393百万円（前連結会計年度比1.8%増）、セグメント利益は1,720百万円（前連結会計年度比47.3%増）となりました。

物　資　関　連

建設業界は、インフラ整備を中心とした需要が緩やかな増加傾向にあるものの、マンション建築関連の動向は一進一退の状況にありました。

当社グループの建築金物・資材分野は、建築関連市場が弱含みの中、取扱いが微増となりましたが、生活用品分野につきましては取扱いが減少しました。

機械機器・金属製品分野では、建設機械が南アジア向け大型案件の取扱いにより大きく伸長し、採算面でも大幅に改善しました。また、北米向けのベアリングなどのハードウエア輸出はやや減少したものの経費削減により採算面では改善しました。一方、各種試験機の輸出は減少しました。

その結果、物資関連の売上高は5,249百万円（前連結会計年度比50.6%増）、セグメント利益は206百万円（前連結会計年度比6.2%増）となりました。

電　子　関　連

電子部品業界は、欧米向けを中心に自動車用途は堅調でしたが、海外スマートフォンメーカー向けが生産調整の影響を受け、さらに中国経済減速に伴う設備関連需要の減少などもあり、全体としては低調に推移しました。

当社グループのコンデンサ分野では、産業機器用途が増加したものの新エネルギー用途の需要の減少が続いたうえ、調理家電用途や照明用途も減少したことから、全体的に売上が大きく減少し、採算面でも悪化しました。

センサ関連機器分野においては、ホコリセンサは中国向け空気清浄機用途の需要が順調に推移したことで売上が大きく増加し、採算面でも大幅に改善しました。また、湿度計測器は産業用途で売上が増加したものの、湿度センサは主に国内家電向けの競争激化により売上が減少しました。

落下・衝撃試験機分野では、海外の高機能携帯端末メーカー向けの落下試験機の受注は減少したものの、自動車関連メーカー向け等の衝撃試験機の出荷が増え、全体としては売上が増加しました。しかしながら経費の負担増により採算面は悪化しました。

その結果、電子関連の売上高は5,115百万円（前連結会計年度比21.8%増）、セグメント利益は415百万円（前連結会計年度比30.9%増）となりました。

※セグメント利益は、報告セグメントに帰属しない一般管理費等配賦前の経常利益の金額に基づいております。

2）設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、電子関連における事業拡大に向けた拠点拡張のための土地取得や製造設備を中心に、リース契約を含め総額で712百万円の設備投資を実施いたしました。

3）資金調達の状況

当連結会計年度の所用資金は、自己資金、金融機関からの借入金により調達いたしました。

4）対処すべき課題

今後の世界経済は、米国では新政権の政策動向による不確実性はあるものの、引き続き緩やかな景気回復が見込まれる一方、中国では景気減速により不透明な状況が続くものと見込まれます。わが国経済においては海外の政治動向や朝鮮半島における地政学上のリスクなどによる不透明感が強く、景気回復ペースは緩やかなものにとどまるものと見込まれます。

当社グループは当年度までの中期経営計画WAVE“10”の３年間において収益基盤の確立に向けた取組みを進め、安定的に高収益を持続できる事業基盤づくりを進め、一定の成果を得ました。これを受け、平成29年度からの新中期経営計画WAVE“10”Season2 では、取り巻く環境にかかわらず、安定した収益を創出できる基盤を確立することに引き続き取組んでまいります。そのため、各事業分野における取引先・商材の開拓や高付加価値商品・製品の開発による既存事業の拡大に取組むとともに、当社グループにおける各事業を融合することで新たな事業や商品・製品の開発を進め、新しい価値を創造し、豊かな社会づくりに貢献できるよう努めてまいります。

これらに加え、保有資産の効率的な活用や在庫の圧縮などにより有利子負債の削減を進めることで、財務基盤を確立してまいります。

また、人材基盤を確立するため、向上心と変革への意欲を持ち続ける人材の育成に取組むとともに、多様な人材が様々な事業分野において活躍できるよう、人事労務面での整備を進めてまいります。

上記の取組みにより、株主の皆さまや関係各位のご期待に沿える企業集団を目指します。

今後とも当社グループに対し、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

5）財産および損益の状況の推移

区　　分	第146期 (25／4～26／3)	第147期 (26／4～27／3)	第148期 (27／4～28／3)	第149期 (当連結会計年度) (28／4～29／3)
	金　　額	金　　額	金　　額	金　　額
売上高 (百万円)	43,764	43,929	42,433	46,250
経常利益 (百万円)	281	454	260	876
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	379	323	△299	350
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△) (円)	10.08	8.58	△7.95	9.31
総資産 (百万円)	23,006	24,009	23,456	24,405
純資産 (百万円)	3,558	4,501	3,171	4,076

（注）　1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

6）重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
神栄テクノロジー株式会社	400百万円	100%	電子機器・センサおよび環境機器・測定機器製造販売業
神栄キャパシタ株式会社	100	100	電子部品製造販売業
神栄リビングインダストリー株式会社	100	100	不動産業、保険代理店業
神栄ライフテックス株式会社	100	100	衣料品・生地・原糸・服飾雑貨販売業
株式会社グランディ	61	100	衣料品販売業
神栄テストマシナリー株式会社	50	100	測定機器・試験機および電子機器製造販売業
株式会社新協和	48	100	建築金物・建築資材販売業
神栄アグリテック株式会社	10	100	農業関連事業の研究・開発および企画・運営、農業
Shinyei Corp. of America（米国）	5,700千米ドル	100	電子機器・センサおよび環境機器・測定機器・試験機・金属製品販売業
Shinyei Kaisha Electronics（M）SDN. BHD.　（マレーシア）	7,040千マレーシアリンギット	100（間接）	電子部品製造販売業
神栄商事（青島）貿易有限公司（中国）	1,250千米ドル	100	食品の品質・生産管理および販売業
神栄（上海）貿易有限公司（中国）	300千米ドル	100	衣料品・服飾雑貨の品質・生産管理および販売業
Shinyei（Thailand）Co., Ltd.（タイ）	2,000千タイバーツ	49	食品販売業

（注）1．上に掲げた重要な子会社13社はすべて連結子会社であります。
2．Shinyei Kaisha Electronics（M）SDN. BHD.は、神栄キャパシタ株式会社の子会社（当社の孫会社）であります。
3．当連結会計年度の末日において、会社法施行規則第118条第４号に規定する特定完全子会社はありません。
4．神栄ライフテックス株式会社は、平成29年４月１日付にて、株式会社グランディを吸収合併いたしました。
5．株式会社新協和は、平成29年４月１日付にて、神栄ホームクリエイト株式会社に商号変更いたしました。
6．神栄商事（青島）貿易有限公司の資本金は、登録資本金1,700千米ドルのうち、払込済資本金1,250千米ドルを記載しております。

7）主要な事業内容

当社グループの事業部門は商品・製品・サービス別に構成されており、「繊維関連」、「食品関連」、「物資関連」および「電子関連」の４つのセグメントとしております。

セグメント	事業内容	売上高比率
繊維関連	繊維製品・原糸の販売	24.8%
食品関連	冷凍食品・水産物の販売 農業関連事業の研究・開発および企画・運営、農業	52.7
物資関連	金属製品・機械機器・建築資材・建築金物・生活雑貨の販売 防災関連の調査・資機材の販売、不動産業、保険代理店業	11.4
電子関連	電子機器・センサおよび環境機器・電子部品・測定機器・試験機の製造販売	11.1
合計		100.0

8）主要な営業所および工場

（1）当社

区分	名称および所在地
本店	本社（神戸市中央区）
支店	東京支店（東京都港区） 福岡支店（福岡市博多区） 香港支店（香港）
研究所	神栄グループＲ＆Ｄセンター（神戸市中央区） 神栄グループあわら農業センター（福井県あわら市）
営業所	沖縄営業所（沖縄県那覇市）
海外事務所	北京、ソウル、ホーチミン、イスタンブール、バクー

（注）１．平成29年４月１日付にて、名古屋営業所（名古屋市中区）を設置いたしました。
２．平成28年９月30日付にて、アンカラの海外事務所を廃止いたしました。
３．平成29年３月31日付にて、ソウルおよびイスタンブールの海外事務所を廃止いたしました。

（2）子会社

区　　分	名　称　お　よ　び　所　在　地
神栄テクノロジー株式会社	本社（神戸市中央区） 東京支店（東京都港区） Ｒ＆Ｄセンター（神戸市中央区） 福岡工場（福岡県築上郡）
神栄キャパシタ株式会社	本社（神戸市中央区） 長野工場（長野県東御市）
神栄リビングインダストリー株式会社	本社（神戸市中央区）
神栄ライフテックス株式会社	本社（東京都渋谷区） 大阪営業所（大阪市北区） 福井営業所（福井県福井市）
株式会社グランディ	本社（東京都台東区） 大阪営業所（大阪市北区）
神栄テストマシナリー株式会社	本社および工場（茨城県つくば市） 神戸営業所（神戸市中央区）
株式会社新協和	本社（大阪府東大阪市） 東京営業所（東京都足立区） 福岡営業所（福岡市博多区）
神栄アグリテック株式会社	本社（福井県あわら市） 福井営業所（福井県福井市） 神戸営業所（神戸市中央区）
Shinyei Corp. of America	本社（New York, NY, U.S.A.）
Shinyei Kaisha Electronics（M）SDN. BHD.	本社および工場（Johor Bahru, Johor, Malaysia）
神栄商事（青島）貿易有限公司	本社（中国山東省青島市） 上海支店（中国上海市）
神栄（上海）貿易有限公司	本社（中国上海市）
Shinyei（Thailand）Co., Ltd.	本社（Bangkok, Thailand）

（注）１．神栄ライフテックス株式会社は、平成29年４月１日付にて、株式会社グランディを吸収合併したことに伴い、本社を東京都台東区に移転するとともに、従来の本社（東京都渋谷区）を原宿オフィスに変更いたしました。
２．神栄テストマシナリー株式会社は、平成29年４月１日付にて、名古屋営業所（名古屋市中区）を設置いたしました。
３．神栄アグリテック株式会社は、平成29年２月１日付にて、福井営業所（福井県福井市）および神戸営業所（神戸市中央区）を設置いたしました。

9）従業員の状況

セグメント	従業員数	（前連結会計年度末比増減）
繊維関連	142名	（ △5名 ）
食品関連	133	（ +3 ）
物資関連	56	（ − ）
電子関連	247	（ △9 ）
全社（共通）	57	（ +5 ）
合計	635	（ △6 ）

（注） 従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。

10）主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,179百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,345
株式会社みなと銀行	1,472
農林中央金庫	1,150
株式会社中国銀行	890
株式会社池田泉州銀行	860
三井住友信託銀行株式会社	750
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	660
株式会社京都銀行	650
株式会社りそな銀行	610

（注） 上記借入額には、社債の期末残高が含まれております。

2．会社の株式に関する事項

1）発行可能株式総数　120,000,000株

2）発行済株式の総数　39,600,000株

3）株　主　総　数　3,878名

4）大　　株　　主（上位10名）

株　　主　　名	当社への出資状況 持株数（持株比率）
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2,420千株（6.42%）
株式会社三井住友銀行	1,875（4.98）
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,875（4.98）
株式会社みなと銀行	1,808（4.80）
農林中央金庫	1,650（4.38）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,648（4.37）
株式会社ノザワ	1,223（3.25）
日工株式会社	1,021（2.71）
株式会社さくらケーシーエス	1,010（2.68）
株式会社京都銀行	972（2.58）

（注）1．上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社　1,648千株
2．持株比率は、自己株式数（1,922,771株）を控除して算出しております。

3．会社役員に関する事項

1）取締役および監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 兼社長執行役員	小野　耕司	
代表取締役 兼専務執行役員	赤澤　秀朗	事業部門統括
取締役 兼常務執行役員	髙田　清	企画管理本部長
取締役 兼常務執行役員	奥村　聡	グループ技術統括
取締役	萩尾　千里	一般社団法人関西経済同友会特別幹事
取締役	福田　正	弁護士　弁護士法人第一法律事務所代表社員 株式会社エクセディ社外監査役 田辺三菱製薬株式会社社外監査役
常勤監査役	佐塚　直隆	
監査役	大森　右策	山陽特殊製鋼株式会社社外取締役
監査役	藤本　修	

（注）1．取締役　萩尾千里および福田正は、社外取締役であります。
2．監査役　大森右策および藤本修は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役　萩尾千里および監査役　藤本修を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．平成29年５月１日付にて、次のとおり取締役の担当の異動がありました。

地　　位	氏　　名	担　　当
取締役 兼常務執行役員	奥村　聡	グループ技術統括 兼 電子本部長

5．当社は、経営の意思決定・業務監督機能と業務執行機能の分担を明確にし、それぞれの機能を強化するとともに、経営の意思決定の一層の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。取締役以外の執行役員は次のとおりであります。

地　　位	氏　　名	担　　当
執行役員	中川太郎	物資本部長
執行役員	棟羽　宏	繊維本部長 兼 東京支店長 兼 神栄ライフテックス株式会社代表取締役社長
執行役員	山水教賢	食品第２本部長 兼 農産部長
執行役員	谷口博一	食品第１本部長 兼 食品部長 兼 福岡支店長
執行役員	奥村武久	電子本部長 兼 神栄キャパシタ株式会社代表取締役社長 兼 Shinyei Kaisha Electronics (M) SDN. BHD. 取締役会長
執行役員	長尾謙一	経営戦略部長

なお、平成29年４月１日付にて、次のとおり執行役員の担当の異動がありました。

地　　位	氏　　名	担　　当
執行役員	棟羽　宏	食品第２本部長
執行役員	山水教賢	食品第１本部長 兼 食品部長 兼 福岡支店長
執行役員	谷口博一	繊維本部長 兼 東京支店長

また、平成29年５月１日付にて、次のとおり執行役員の担当の異動がありました。

地　　位	氏　　名	担　　当
執行役員	奥村武久	神栄キャパシタ株式会社代表取締役社長 兼 Shinyei Kaisha Electronics (M) SDN. BHD. 取締役会長

2）取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	報酬等の額
取　締　役	6名	133百万円
監　査　役	3名	31百万円
合　　計	9名	165百万円

（注）　上記のうち、社外役員４名に対する報酬等の額は19百万円であります。

3）社外役員に関する事項

（1）社外役員の当事業年度における主な活動状況

地　　位	氏　　名	主 な 活 動 状 況
取　締　役	萩 尾 千 里	当社開催の取締役会17回のうち15回に出席し、必要に応じて質問を行うとともに、経営および財界活動に携わってきた経験による幅広い見識により、独立した立場から発言を行うなど、取締役としての役割を十分に果たしております。
取　締　役	福 田　　正	当社開催の取締役会17回のうち16回に出席し、必要に応じて質問を行うとともに、弁護士であり法律の専門家としての高い見識から、法令および定款に適合した体制の維持・構築に関する発言を行うなど、取締役としての役割を十分に果たしております。
監　査　役	大 森 右 策	当社開催の取締役会17回のうち16回、および監査役会13回のうち12回に出席し、必要に応じて質問を行うとともに、経営者としての豊富な経験に基づいて、経営の効率面およびリスク発生の予防に関する発言を行うなど、監査役としての役割を十分に果たしております。
監　査　役	藤 本　　修	当社開催の取締役会17回のすべて、および監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じて質問を行うとともに、経営者としての豊富な経験に基づいて、経営の効率面およびリスク発生の予防に関する発言を行うなど、監査役としての役割を十分に果たしております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社の定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

４．会計監査人に関する事項

１）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

２）責任限定契約の内容の概要

当社の定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は以下のとおりであります。

会計監査人が監査契約履行に伴って当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

３）当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

区　　分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

（注）１．在外連結子会社４社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を合理的に区別できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

３．当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務の執行に問題がある場合等その他その必要があると判断した場合、監査役会は、会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1）業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制として、内部統制システム構築の基本方針を下記のとおり取締役会において決議しております。

(1) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行ならびに当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ 当社グループの経営理念に則り制定された「神栄倫理憲章」、「神栄行動基準」の精神を、繰り返し当社グループの役員および使用人に伝えることにより、法令および社会倫理の遵守を企業活動の根底に据えることを周知徹底する。

ロ 法令および社会倫理の遵守のための体制を整備し、コンプライアンス上の問題点を把握するため、当社グループ横断的な常設の内部統制委員会を設置し、当社の代表取締役をコンプライアンスにおける総責任者として定める。また、当社の企画管理部門担当役員が所管する法務担当部門において、当社グループ全体のコンプライアンス・マネジメントシステムの運営・企画を行う。

ハ 法務担当部門と内部監査部門は、当社グループにおけるコンプライアンス上の問題を発見し、または検討課題を見い出した場合は、内部統制委員会または担当部門で審議し、当社の取締役会に報告する。当社の取締役会は、報告内容に対し、適切な改善措置を講じるとともに、定期的にコンプライアンス体制の維持・向上に努める。

ニ　コンプライアンスやリスクに関連する問題について、職制を通じた報告伝達経路以外に当社グループの従業員が直接当社に報告することを可能とするため、内部通報制度（神栄ヘルプライン）を設置し、運営する。

ホ　財務報告の信頼性と適正性を確保するため、当社グループにおける良好な統制環境の保持を行い、内部統制および各業務プロセスの統制活動を強化し、金融商品取引法（第24条の４の４）に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの整備、運用、評価を継続的に行い、必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係諸法令等の適合性を確保する体制を整備する。

ヘ　市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力および団体と関わりのある企業、団体、個人とは取引関係その他一切の関係を持たない方針を貫く体制を整備する。

②　当社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ　当社の取締役および執行役員の職務の執行ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、それぞれの分野において担当する当社の取締役または執行役員を総責任者として定める。総責任者は、「神栄グループ文書管理規則」に従い、職務執行に係る情報の文書または電磁的媒体への記録、整理・保存を所管する。

ロ　当社の監査役および内部監査部門は「神栄グループ文書管理規則」に則り、適正に情報の保存および管理がされているかについて監査する。

ハ　業務管理機能を有する基幹システムをはじめとするIT（情報技術）環境の適切な整備、業務プロセスのIT化を通じて、ITの適切な管理・統制を実現することにより、経営計画の達成に必要な情報を確保する体制を構築する。

③　当社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ　「神栄グループリスクマネジメント規則」に基づき、当社グループの事業の遂行上、想定し得る重要な個別リスクに関し、各個別リスクごとにリスク管理に対する体制を整備する。これらの個別リスク管理は、当社グループ横断的に設置する常設の内部統制委員会が行う。管理対象とすべき新たなリスクが生じた場合は、速やかに、当該リスクに対する施策を講じる。

ロ　内部統制委員会は、事業分野ごと、またはリスクカテゴリーごとのリスク管理の状況を調査し、その結果を当社の取締役会に報告し、当社の取締役会は、改善すべき点があれば、改善策を審議・決定する。

④　当社の取締役および執行役員の職務の執行ならびに当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ　当社の取締役会は、当社の取締役会が定める経営機構に基づき、代表取締役および執行役員をして、業務の執行を行わせる。

ロ　当社の取締役会は、社外取締役以外の取締役および社長が指名する執行役員を構成員とする経営会議を設置し、業務運営に当たらせる。

ハ　当社の取締役会は、当社グループの中期経営計画を策定し、中期経営計画に基づく事業分野ごとの業績目標・予算を設定する。さらに、その達成に向けて当社の執行役員に職務を遂行させ、その結果を管理・評価する。

ニ　企画管理部門において、子会社の業務執行を管理し、統括する。また、子会社の監査役は、当社所属の使用人を充てる。

⑤　当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ　子会社の業績および財務状況、コンプライアンスやリスクに関連する問題その他重要な事項については、当社への報告を義務付ける。

ロ　当社の監査役および内部監査部門は、当社および子会社の監査を実施し、その結果を当社の取締役会に報告する。

⑥　その他の当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ　当社グループにおける職務分掌、決裁権限に関する基準その他の管理規程を定め、子会社にも適用させる。

ロ　子会社の機関設計について、原則として、取締役会および監査役設置会社とする。

ハ　子会社の代表取締役は、当社グループ全体の内部統制を確立するため、当該子会社における内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有するものとする。

(2) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ　当社の監査役の補佐業務または事務局として、監査役監査事務局を設置する。

ロ　監査役監査事務局は、当社の取締役会から独立した地位を確保できる体制とする。

ハ　監査役監査事務局員は、当社の監査役または監査役会の命令に従いその職務を行う。

ニ　当社の監査役または監査役会は、監査役監査事務局員の人事に関しては、事前に報告を受けるとともに、意見を述べることができる。

②　当社の取締役、執行役員および使用人が当社の監査役に報告をするための体制、当社の子会社の役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ　当社の代表取締役および取締役は、当社の取締役会においてその担当する業務の執行状況の報告をする。また、当社の監査役に対し、経営会議その他の重要な会議および各種委員会に出席を求めるとともに、当社の取締役および執行役員の職務の執行ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る重要な文書を閲覧に供する。

ロ　当社の取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当社の監査役に直ちに報告する。

ハ　当社の取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の役員および使用人は、定期報告およびその他必要事項について当社の監査役に随時報告を行う。

ニ　当社は、当社の監査役に報告を行った当社の取締役、執行役員および使用人に対する不利な取扱いを禁止する。また、子会社に対し、当社の監査役に報告を行った子会社の役員および使用人に対する不利な取扱いの禁止を徹底させる。

③　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ　当社の代表取締役は、当社の監査役または監査役会と必要に応じて会合を開催する。

ロ　当社の取締役、執行役員およびその職務を補助すべき使用人は、当社の監査役または監査役会との意思疎通、情報の収集・意見交換の機会を確保する。

ハ　内部監査部門および子会社の監査役は、当社の監査役会に監査状況および業務状況を報告するほか、当社の監査役との事務連絡会を開催し、緊密な連携を保つ。

ニ　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、所管部署において迅速に処理を行う。当社の監査役会が弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家の活用を求めた場合は、当社がその費用を負担する。

2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況は、下記のとおりであります。

（1）当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 当社の取締役、監査役、執行役員および部長ならびに子会社の代表取締役が出席する内部統制委員会を年２回開催し、当社グループ全体のコンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する課題について審議した。また、内部統制委員会の下部組織であるコンプライアンスおよびリスクマネジメントの各小委員会をそれぞれ年11回、情報セキュリティ小委員会を年２回開催して調査および審議を行い、その結果を内部統制委員会に報告した。

② 毎月１回および定時株主総会後に開催する定時取締役会13回に加え、臨時取締役会４回を開催し、当社グループにおける重要な意思決定を行うとともに、代表取締役および執行役員による業務の執行状況ならびに財政および事業の状況について報告を行った。

③ 原則として毎週１回、社外取締役以外の取締役および社長が指名する執行役員を構成員とする常務会を開催し、当社グループにおける重要案件について審議した。

④ 当社の監査役および内部監査部門は、それぞれ監査計画を策定のうえ、当該計画に基づき監査を実施し、その結果を取締役会に報告した。

⑤ 財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制については、計画を策定のうえ、当該計画に基づき整備および運用の状況を評価し、不備がないことを確認した。

⑥ 反社会的勢力および団体との関わりを防止するため、当社の法務担当部門を当社グループにおける統括部署と定め、対応マニュアルを整備し、研修の実施や外部専門機関からの情報収集を行うとともに、取引先と締結する契約書等における「暴力団排除条項」の導入を推進した。

⑦ カルテルおよびその嫌疑をかけられることを防止するための規律を新たに設けるなど、必要に応じて社内規程の整備を行い、原則として子会社も含めて適用し、当社の監査役および内部監査部門が実施する監査により、その遵守状況を確認した。

⑧ 当社グループにおける経営上の意思決定に関する重要文書をはじめとする職務の執行に係る情報については、「神栄グループ文書管理規則」に従い、保存期間を設定して管理した。

（2）当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

① 監査役監査事務局を設置し、兼任の事務局員１名に当社の監査役の職務を補助させた。また、監査役監査事務局の職務については、取締役会および常務会の指示に服さないものとし、事務局員は、監査役または監査役会の指示のみに従い、職務を行った。

② 当社の常勤監査役は、常務会その他の重要な会議および内部統制委員会に出席するとともに、決裁書類や不測の事態に関する報告書など職務の執行に係る重要な文書を閲覧し、他の監査役にその内容を報告した。

③ 当社の代表取締役および監査役、社外取締役および監査役は、それぞれ会合を開催し、意見の交換を行った。

④ 内部監査部門および子会社の監査役は、当社の監査役会に出席し、監査状況および業務状況を報告するとともに、毎月１回、それぞれ当社の常勤監査役との事務連絡会を開催し、連携を行った。

⑤ 当社の監査役が監査の実施、研修の受講その他の職務の執行に要する費用については、所管部署において迅速に処理を行った。

6．会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。したがって、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為や買収提案の中には、当社の企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しているものもあります。

以上のことから、当社株式の大規模買付行為や買収提案に対しては、株主共同の利益確保の観点から、必要に応じて適切な対応を行ってまいります。

（注） 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**15,654**	**流動負債**	**13,934**
現金及び預金	1,229	支払手形及び買掛金	2,284
受取手形及び売掛金	6,263	短期借入金	8,824
商品及び製品	7,015	１年内償還予定の社債	260
仕掛品	114	未払費用	1,369
原材料及び貯蔵品	217	未払法人税等	301
繰延税金資産	294	賞与引当金	457
その他	520	その他	436
貸倒引当金	△0		
		固定負債	**6,394**
固定資産	**8,729**	社債	690
有形固定資産	**4,507**	長期借入金	4,708
建物及び構築物	6,209	繰延税金負債	169
機械装置及び運搬具	1,648	役員退職慰労引当金	47
土地	1,326	環境対策引当金	102
その他	1,096	退職給付に係る負債	295
減価償却累計額	△5,773	その他	379
無形固定資産	**137**	**負債合計**	**20,328**
投資その他の資産	**4,084**	（純資産の部）	
投資有価証券	3,522	**株主資本**	**3,237**
繰延税金資産	7	**資本金**	**1,980**
退職給付に係る資産	18	**資本剰余金**	**1,049**
その他	564	**利益剰余金**	**608**
貸倒引当金	△28	**自己株式**	**△400**
		その他の包括利益累計額	**835**
繰延資産	**20**	**その他有価証券評価差額金**	**1,014**
社債発行費	20	**繰延ヘッジ損益**	**0**
		為替換算調整勘定	**△179**
		非支配株主持分	**3**
		純資産合計	**4,076**
資産合計	**24,405**	**負債純資産合計**	**24,405**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		46,250
売上原価		36,517
売上総利益		**9,733**
販売費及び一般管理費		8,678
営業利益		**1,054**
営業外収益		
受取利息及び配当金	76	
その他	67	143
営業外費用		
支払利息	241	
その他	79	321
経常利益		**876**
特別利益		
固定資産売却益	191	
投資有価証券売却益	15	206
特別損失		
減損損失	178	
弁護士報酬等	272	
投資有価証券評価損	23	
その他	39	513
税金等調整前当期純利益		**569**
法人税、住民税及び事業税	319	
法人税等調整額	△100	218
当期純利益		**350**
非支配株主に帰属する当期純利益		**—**
親会社株主に帰属する当期純利益		**350**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,980	1,049	314	△399	2,943
当期変動額					
剰余金の配当			△56		△56
親会社株主に帰属する当期純利益			350		350
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	294	△0	294
当期末残高	1,980	1,049	608	△400	3,237

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	528	△150	△154	223	3	3,171
当期変動額						
剰余金の配当						△56
親会社株主に帰属する当期純利益						350
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	485	151	△25	611	△0	610
当期変動額合計	485	151	△25	611	△0	905
当期末残高	1,014	0	△179	835	3	4,076

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社

神栄ライフテックス㈱、㈱グランディ、神栄（上海）貿易有限公司、神栄アグリテック㈱、神栄商事（青島）貿易有限公司、Shinyei (Thailand) Co., Ltd.、㈱新協和、神栄リビングインダストリー㈱、Shinyei Corp. of America、神栄テクノロジー㈱、神栄キャパシタ㈱ 、神栄テストマシナリー㈱、Shinyei Kaisha Electronics(M)SDN. BHD.

以上　13社

（2）非連結子会社　　2社（関西通商㈱、谷瀾帝（上海）商貿有限公司）

関西通商㈱は休眠会社であり、重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

谷瀾帝（上海）商貿有限公司は支配が一時的であるため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した非連結子会社及び関連会社　　なし

（2）持分法を適用しない非連結子会社　2社（関西通商㈱、谷瀾帝（上海）商貿有限公司）

持分法を適用しない関連会社　　1社（寧波神鑫服装整理有限公司）

持分法を適用しない理由

関西通商㈱及び寧波神鑫服装整理有限公司は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

谷瀾帝（上海）商貿有限公司は支配が一時的であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外の子会社５社については決算日が12月31日であります。この決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4．重要な資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

その他有価証券

時価のあるもの… 期末前１ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの… 移動平均法による原価法

（2）たな卸資産
個別法又は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。
5．重要な減価償却資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産（リース資産を除く）
当社本社ビルの建物及び建物附属設備については定額法を、当社のその他の有形固定資産及び国内の連結子会社は定率法（一部の国内連結子会社については定額法）を、海外子会社については、それぞれの国における会計原則に規定する償却方法を採用しております。
ただし、当社及び国内の連結子会社において、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
（2）無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間による定額法によっております。
（3）リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。
6．重要な引当金の計上基準
（1）貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
（2）賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
（3）役員退職慰労引当金
国内連結子会社につきましては役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
（4）環境対策引当金
ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。
7．退職給付に係る会計処理の方法
当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る資産及び負債並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

8．重要なヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行っております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用しましたヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a　ヘッジ手段… 為替予約
　　ヘッジ対象… 商品の輸出・輸入による外貨建売上債権・外貨建買入債務及び外貨建予定取引

b　ヘッジ手段… 金利スワップ
　　ヘッジ対象… 借入金

（3）ヘッジ方針

将来の為替及び金利の市場変動リスクをヘッジする方針であり、投機的な取引及び短期的な売買利益を得る目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

（4）ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を直接結び付けて判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

（5）その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

ヘッジ取引の執行・管理については取引権限等を定めた社内規程に基づき、常務会の承認を得て行っております。

9．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

（会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度から適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記
１．担保に供している資産及び担保に係る債務
（1）担保に供している資産

建物及び構築物	2,184百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
土地	771百万円
その他（投資その他の資産）	15百万円
計	2,971百万円
（上記のうち財団抵当	48百万円）

（2）担保に係る債務

短期借入金	2,900百万円
その他（流動負債）	9百万円
長期借入金	3,417百万円
（１年以内返済予定額を含む）	
その他（固定負債）	132百万円
計	6,460百万円
（上記のうち財団抵当	5,659百万円）

２．受取手形割引高　806百万円

連結損益計算書に関する注記
１．減損損失
当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途（場所）	種類	減損損失（百万円）
店舗（神奈川県他）	建物等	81
製造設備（長野県）	機械装置等	96
合計		178

当社グループは、原則セグメントを基準として資産のグルーピングを行っていますが、遊休資産については独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としてグルーピングしております。
営業活動から生じる損益が継続してマイナス、又は撤退の意思決定をしている資産グループについて、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値をゼロとして算定しております。

2．弁護士報酬等
当社グループのフイルムコンデンサの取引に関する米国における集団訴訟に対応するための弁護士報酬等であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記
1．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数　　普通株式　　39,600,000株

2．当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数　　普通株式　　1,922,771株

3．配当に関する事項
（1）当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月28日定時株主総会	普通株式	56	1.50	平成28年3月31日	平成28年6月29日

（2）当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	188	5.00	平成29年3月31日	平成29年6月29日

1株当たり情報に関する注記
1．1株当たり純資産額　　108円10銭
2．1株当たり当期純利益　　9円31銭

金融商品に関する注記
1．金融商品の状況に関する事項
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブは、内部管理規程に従い実需の範囲で行うこととしております。
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。
投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。
営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。
借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に運転

資金及び設備投資資金に係る資金調達であります。借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。
デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「８．重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

２．金融商品の時価等に関する事項
平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位　百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額
(1) 現金及び預金	1,229	1,229	―
(2) 受取手形及び売掛金	6,263	6,263	―
(3) 投資有価証券 その他有価証券	3,241	3,241	―
(4) 支払手形及び買掛金	(2,284)	(2,284)	―
(5) 短期借入金	(6,395)	(6,395)	―
(6) 長期借入金	(7,138)	(7,086)	△52
(7) デリバティブ取引（＊２）	1	1	―

（＊１） 負債に計上されているものについては、（　）で示しております。
（＊２） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務項目については、（　）で示しております。
（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
(1) 現金及び預金、並びに（2）受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(3) 投資有価証券
投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。
(4) 支払手形及び買掛金、並びに（5）短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(6) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、一部の長期借入金の時価については金利スワップの対象とされており（下記（7）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引
デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。ただし、為替予約の振当処理及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金並びに借入金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該金融商品の時価に含めて記載しております（上記（6）参照）。

2．非上場株式（連結貸借対照表計上額281百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1．賃貸等不動産の状況に関する事項
当社及び一部の子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び店舗等（土地を含む。）を有しております。なお、賃貸用のオフィスビルについては、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項
平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額及び時価については、次のとおりであります。

（単位　百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価
賃貸等不動産	156	651
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,621	2,729

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2．期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当社グループで算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**13,571**	**流動負債**	**14,425**
現金及び預金	778	支払手形	54
受取手形	424	買掛金	1,011
売掛金	4,211	短期借入金	6,395
商品	5,729	１年内返済予定の長期借入金	2,322
前払費用	111	１年内償還予定の社債	260
繰延税金資産	225	未払費用	1,109
関係会社短期貸付金	1,904	未払法人税等	137
未収入金	179	預り金	2,678
その他	93	賞与引当金	279
貸倒引当金	△85	その他	177
		固定負債	**6,049**
固定資産	**10,971**	社債	690
有形固定資産	**3,215**	長期借入金	4,513
建物	4,384	繰延税金負債	146
構築物	107	退職給付引当金	274
機械及び装置	93	環境対策引当金	102
車両運搬具	20	その他	322
工具、器具及び備品	109	**負債合計**	**20,474**
土地	910	**（純資産の部）**	
リース資産	83	**株主資本**	**3,078**
建設仮勘定	0	**資本金**	**1,980**
減価償却累計額	△2,494	**資本剰余金**	**1,049**
無形固定資産	**100**	資本準備金	495
投資その他の資産	**7,655**	その他資本剰余金	554
投資有価証券	3,473	**利益剰余金**	**449**
関係会社株式	3,922	その他利益剰余金	449
関係会社出資金	151	固定資産圧縮積立金	117
その他	132	繰越利益剰余金	332
貸倒引当金	△23	**自己株式**	**△400**
		評価・換算差額等	**1,010**
繰延資産	**20**	**その他有価証券評価差額金**	**1,009**
社債発行費	20	**繰延ヘッジ損益**	**0**
		純資産合計	**4,088**
資産合計	**24,563**	**負債純資産合計**	**24,563**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		30,492
売上原価		25,403
売上総利益		**5,088**
販売費及び一般管理費		4,580
営業利益		**507**
営業外収益		
受取利息及び配当金	181	
その他	392	573
営業外費用		
支払利息	291	
その他	94	386
経常利益		**695**
特別利益		
固定資産売却益	144	
投資有価証券売却益	15	159
特別損失		
関係会社株式評価損	186	
関係会社貸倒引当金繰入額	29	
弁護士報酬等	272	
投資有価証券評価損	23	
その他	5	517
税引前当期純利益		**336**
法人税、住民税及び事業税	137	
法人税等調整額	△88	48
当期純利益		**288**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
					その他利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,980	495	554	1,049	118	300	△200	217
当期変動額								
剰余金の配当							△56	△56
当期純利益							288	288
固定資産圧縮積立金の取崩					△0		0	―
別途積立金の取崩						△300	300	―
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	―	―	△0	△300	532	231
当期末残高	1,980	495	554	1,049	117	―	332	449

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△399	2,846	525	△79	446	3,293
当期変動額						
剰余金の配当		△56				△56
当期純利益		288				288
固定資産圧縮積立金の取崩		―				―
別途積立金の取崩		―				―
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			483	80	563	563
当期変動額合計	△0	231	483	80	563	795
当期末残高	△400	3,078	1,009	0	1,010	4,088

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

①子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの…期末前１ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

（2）たな卸資産

個別法又は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

本社ビルの建物及び建物附属設備については定額法、その他は定率法によって償却しております。ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法によっております。

（3）リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3．繰延資産の償却の方法

社債発行費は社債の償還までの期間にわたり定額にて償却しております。

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
(3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
(4) 環境対策引当金
ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

5．ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行っております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
当事業年度にヘッジ会計を適用しましたヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
ａ　ヘッジ手段…為替予約
　　ヘッジ対象…商品の輸出・輸入による外貨建売上債権・外貨建買入債務及び外貨建予定取引
ｂ　ヘッジ手段…金利スワップ
　　ヘッジ対象…借入金
(3) ヘッジ方針
将来の為替及び金利の市場変動リスクをヘッジする方針であり、投機的な取引及び短期的な売買利益を得る目的でのデリバティブ取引は行っておりません。
(4) ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を直接結び付けて判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
(5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの
ヘッジ取引の執行・管理については取引権限等を定めた社内規程に基づき、常務会の承認を得て行っております。

6．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

（会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度から適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

（1）担保に供している資産

建物	2,116百万円
構築物	15百万円
機械及び装置	0百万円
土地	682百万円
計	2,814百万円
（上記のうち財団抵当	48百万円）

（2）担保に係る債務

短期借入金	2,900百万円
預り金	9百万円
長期借入金	3,215百万円
（１年以内返済予定額を含む）	
その他（固定負債）	132百万円
計	6,258百万円
（上記のうち財団抵当	5,659百万円）

２．受取手形割引高　806百万円

３．保証債務

連結子会社に対し、以下のとおり保証を行っております。

神栄ライフテックス株式会社	35百万円	金融機関からの借入債務
株式会社グランディ	218百万円	金融機関からの借入債務等
計	253百万円	

４．関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	430百万円
短期金銭債務	3,001百万円

５．取締役及び監査役に対する金銭債権債務

長期金銭債務	２百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	売 上 高	448百万円
	仕 入 高	3,021百万円
	その他の営業取引高	396百万円
営業取引以外の取引高		493百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数　　普通株式　　1,922,771株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
貸倒引当金	33百万円
賞与引当金	86百万円
退職給付引当金	85百万円
環境対策引当金	31百万円
繰越欠損金	451百万円
投資有価証券評価損	39百万円
関係会社株式評価損	66百万円
その他	65百万円
繰延税金資産小計	860百万円
評価性引当額	△286百万円
繰延税金資産合計	574百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△442百万円
繰延ヘッジ損益	△０百万円
固定資産圧縮積立金	△52百万円
繰延税金負債合計	△495百万円
繰延税金資産の純額	78百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、賃貸資産並びにコンピューター及び関連機器の一部につきましては所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

属　性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	神栄ライフテックス株式会社	直接100％	運転資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 （注1）	1,050	関係会社短期貸付金	1,050
	神栄キャパシタ株式会社	直接100％	運転資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 （注1）	521	関係会社短期貸付金	521
	神栄アグリテック株式会社	直接100％	運転資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 （注1、2）	74	関係会社短期貸付金	74
	Shinyei Corp. of America	直接100％	商品の販売 役員の兼任	商品の販売 （注2、3）	334	売　掛　金	218

（注）1．貸付の実施は、各社の事業計画に基づいて決定しております。なお、利息は受け取っておりません。

2．神栄アグリテック㈱への貸付金に対し、74百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、18百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
Shinyei Corp. of Americaへの売掛金に対し、当事業年度において10百万円の貸倒引当金繰入額を計上し、同額の貸倒引当金を計上しております。

3．一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額　　108円53銭
2．1株当たり当期純利益　　7円66銭

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成29年５月10日

神栄株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　北　本　　敏　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　田　　岳　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、神栄株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神栄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

神栄株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　北　本　　敏　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　田　　岳　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、神栄株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

（2）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月11日

神栄株式会社　監査役会

常勤監査役　佐　塚　直　隆　㊞

社外監査役　大　森　右　策　㊞

社外監査役　藤　本　　修　㊞

以　上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績および今後の事業見通し等を総合的に勘案いたしまして、第149期期末配当金として、１株につき３円の普通配当に、本年５月24日に会社創立130周年を迎えたことに対する記念配当として１株につき２円を加え、合計５円とさせていただきたいと存じます。

（1）配当財産の種類
　　金銭

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき　金５円　配当総額　188,386,145円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年６月29日

第２号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（５万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものといたします。

２．株式併合の内容

（1）併合する株式の種類および割合

当社普通株式について、10株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（2）株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

（3）効力発生日における発行可能株式総数

1,200万株

（4）その他

本議案に係る株式併合は第３号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

（注）株式併合により、株主様がお持ちの当社株式数は、併合前の10分の１に減少することとなりますが、１株当たりの純資産額は10倍となりますので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権等の権利も変動はありません。

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

第２号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、現行定款第６条に定める発行可能株式総数を株式併合の割合に応じて減少させるとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、現行定款第８条に定める単元株式数を1,000株から100株に変更するものといたします。

なお、本定款一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月１日をもって発生する旨の附則を設け、その効力発生日をもって本附則を定款から削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、１億２千万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、1,200万株とする。
（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（新　設）	附　則 第６条および第８条の変更は、平成29年10月１日に効力が発生するものとする。 なお、本附則は当該変更の効力発生日をもって削除する。

第４号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（６名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

このたび、経営体制の一層の強化を図るため取締役１名を増員し、社外取締役２名を含む取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	小野（おの）耕司（こうじ） （昭和25年７月25日生）	昭和49年４月　当社入社 平成12年４月　当社経理部長 平成16年４月　神栄マテリアル㈱代表取締役社長 平成18年１月　当社CSR推進部長 平成19年６月　当社取締役企画管理本部副本部長 兼CSR推進部長 平成20年６月　当社取締役企画管理部門担当 兼CSR推進部長 平成21年６月　当社常務取締役企画管理部門担当 平成23年４月　当社常務取締役企画管理本部長 平成24年４月　当社常務取締役企画管理本部長 兼海外開発本部長 平成24年６月　当社専務取締役（代表取締役）企画管理本部長 平成25年６月　当社代表取締役兼社長執行役員(現)	84,000株
	【取締役候補者とした理由】 小野耕司氏は、長年企画管理部門を中心とした要職を歴任したことによる専門的知識や高い洞察力・判断力に加え、これまで経営に携わってきた経験に基づく当社グループの事業に対する深い理解と幅広い見識を有しており、取締役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	赤澤 秀朗（あかざわ ひでお） （昭和29年９月16日生）	昭和52年３月　当社入社 平成13年４月　Shinyei Corp. of America取締役社長 平成18年１月　神栄マテリアル㈱代表取締役社長 平成20年４月　当社経営企画部長 平成21年６月　当社取締役経営企画部長 平成21年10月　当社取締役経理・財務部長 平成23年４月　当社取締役繊維本部長 平成24年６月　当社常務取締役繊維本部長兼食品本部長 平成25年４月　当社常務取締役食品本部長 平成25年６月　当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長 平成26年６月　当社代表取締役兼常務執行役員企画管理本部長 平成27年６月　当社代表取締役兼専務執行役員企画管理本部長 平成27年７月　当社代表取締役兼専務執行役員事業部門統括(現)	52,000株
	【取締役候補者とした理由】 赤澤秀朗氏は、事業部門における豊富な経験に加え、企画管理部門においても要職に就いてきたことや経営に携わってきた経験に基づく当社グループの事業に対する深い理解と幅広い見識を有しており、取締役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。		
3	髙田 清（たかた きよし） （昭和34年２月11日生）	昭和56年４月　㈱太陽神戸銀行（現㈱三井住友銀行）入行 平成18年４月　㈱三井住友銀行岸和田法人営業部長 平成21年４月　同行兵庫法人営業部長 平成23年５月　当社入社 平成23年６月　当社CSR推進部長 平成24年４月　当社海外開発本部副本部長 平成24年６月　当社取締役海外開発本部長 平成25年４月　当社取締役繊維本部長 平成25年６月　当社取締役兼執行役員繊維本部長 平成26年６月　当社取締役兼執行役員食品本部長 平成27年６月　当社取締役兼常務執行役員食品本部長 平成27年７月　当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長(現)	39,000株
	【取締役候補者とした理由】 髙田清氏は、金融機関出身者としての専門性に加え、当社入社後の各事業分野および経営に携わってきた経験に基づく当社グループの事業に対する深い理解と幅広い見識を有しており、取締役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生　年　月　日）</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>おく　むら　　さとし
奥　村　　聡
（昭和34年11月13日生）</td><td>昭和58年11月　当社入社
平成23年４月　神栄テクノロジー㈱取締役開発技術部長
平成24年４月　当社未来創造室長
平成24年６月　当社取締役電子本部副本部長
兼グループ技術統括兼未来創造室長
平成25年４月　当社取締役電子本部長兼未来創造室長
平成25年６月　当社取締役兼執行役員電子本部長
兼未来創造室長
平成26年４月　当社取締役兼執行役員電子本部長
平成26年10月　当社取締役兼執行役員グループ技術統括
兼電子本部長
平成27年６月　当社取締役兼常務執行役員グループ技術
統括兼電子本部長
平成27年７月　当社取締役兼常務執行役員グループ技術
統括
平成29年５月　当社取締役兼常務執行役員グループ技術
統括兼電子本部長(現)</td><td>44,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
奥村聡氏は、長年にわたり電子部門における技術・事業開発を担ってきたことによる専門的知識に加え、経営に携わってきた経験に基づく当社グループの事業に対する深い理解と幅広い見識を有しており、取締役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>新任

なか　がわ　　た　　ろう
中　川　　太　　郎
（昭和39年１月16日生）</td><td>昭和61年４月　当社入社
平成20年４月　当社開発部長
平成21年10月　当社香港支店長
平成24年４月　当社香港支店長
兼神栄テクノロジー㈱代表取締役社長
平成24年10月　神栄テクノロジー㈱代表取締役社長
平成25年６月　当社執行役員
兼神栄テクノロジー㈱代表取締役社長
平成26年６月　当社執行役員物資本部長(現)</td><td>14,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
中川太郎氏は、事業部門における豊富な経験に加え、経営に携わってきた経験に基づく当社グループの事業に対する深い理解と幅広い見識を有しており、取締役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生　年　月　日）</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所　有　す　る
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>【社外取締役候補者】
萩　尾　千　里
（昭和12年９月15日生）</td><td>昭和44年３月　㈱朝日新聞社入社
昭和62年１月　社団法人関西経済同友会（現一般社団法人関西経済同友会）事務局長
昭和62年４月　同会常任幹事兼事務局長
平成18年６月　㈱大阪国際会議場代表取締役社長
平成19年５月　社団法人関西経済同友会常任幹事
平成24年５月　一般社団法人関西経済同友会特別幹事(現)
平成24年６月　㈱大阪国際会議場取締役相談役
平成24年８月　同社相談役
平成26年６月　当社社外取締役(現)</td><td>4,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
萩尾千里氏は、経営および財界活動に携わってきた経験や幅広い見識を有しており、社外取締役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>新任
【社外取締役候補者】
佐　藤　雄　一
（昭和22年４月23日生）</td><td>昭和48年９月　監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社
昭和55年９月　公認会計士登録(現)
平成10年６月　朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員
平成14年６月　同法人代表社員本部理事
平成16年２月　大阪大学知的財産本部特任教授
平成18年９月　帝塚山大学経営情報学部（現経営学部）教授
平成20年６月　あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員退任
平成21年９月　㈱カワニシホールディングス社外監査役(現)
平成27年４月　大阪市立大学商学部特任教授</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
佐藤雄一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士であり会計の専門家としての経験や財務および会計に関する相当程度の知見など高い見識を有しており、社外取締役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．当社は、萩尾千里氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、佐藤雄一氏の選任が承認されることを条件に、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．萩尾千里氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって３年となります。
４．萩尾千里氏は、当社の定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、当社との間で責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、佐藤雄一氏は、同氏の選任が承認された場合、当社との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

第５号議案　監査役１名選任の件

監査役　藤本修は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
新任 【社外監査役候補者】 田中（たなか）　敏彦（としひこ） （昭和27年12月21日生）	昭和51年４月　同和火災海上保険㈱（現あいおいニッセイ同和損害保険㈱）入社 平成15年４月　ニッセイ同和損害保険㈱（現あいおいニッセイ同和損害保険㈱）経理部長 平成18年４月　同社執行役員経理部長 平成20年６月　同社取締役常務執行役員経理部長 平成21年４月　同社取締役常務執行役員 平成22年10月　あいおいニッセイ同和損害保険㈱取締役常務執行役員 平成24年４月　同社取締役専務執行役員 平成25年６月　ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス㈱専務執行役員 平成27年３月　同社専務執行役員退任	0株
【社外監査役候補者とした理由】 田中敏彦氏は、経営に携わってきた経験や経理業務に従事してきた経歴に基づく財務および会計に関する相当程度の知見など幅広い見識を有しており、社外監査役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、田中敏彦氏の選任が承認されることを条件に、同氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．田中敏彦氏は、同氏の選任が承認された場合、当社の定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

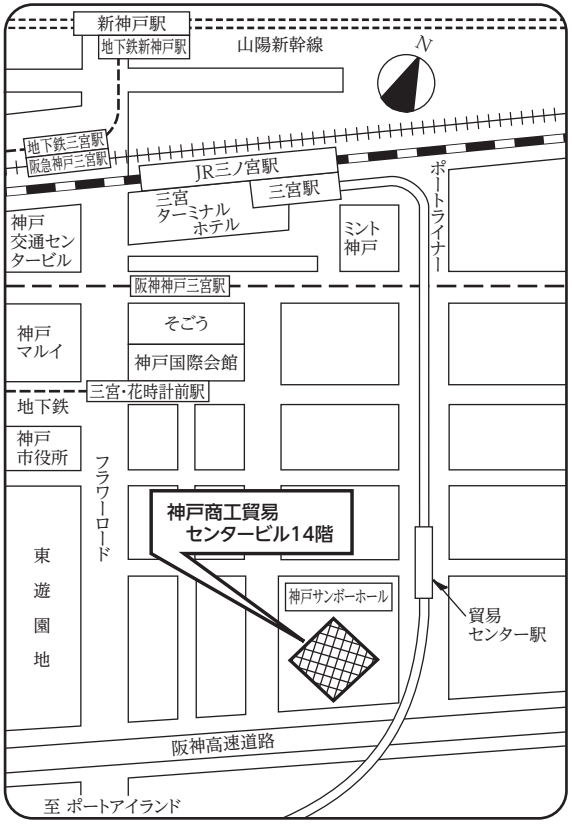
以　上

MEMO

株 主 総 会 会 場 ご 案 内

会　　場　　神戸市中央区浜辺通５丁目１番14号
神戸商工貿易センタービル　14階　会議室

株主総会会場ご案内略図



14階の株主総会会場へは高層階用エレベーター（７～12号機）をご利用ください。

交通のご案内

◯ポートライナー三宮駅から貿易センター駅下車すぐ
◯JR三ノ宮駅からお車で約５分
◯新神戸駅からお車で約10分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。